

Topics | トピックス

◆ 年金の平成29年度収支は黒字決算

厚生労働省は平成30年8月10日、「厚生年金・国民年金の平成29年度収支決算の概要」を発表した。これによると、平成29年度は厚生年金・国民年金ともに歳入が歳出を上回る黒字決算となった。

平成29年度の厚生年金の収支については、納付基金数が減少して解散厚生年金基金等徴収金が減ったこと等により、歳入は前年度より7,440億円減少し48兆0,114億円であった。また、年金受給者数が増加し給付費が増えたこと等により、歳出は前年度より7,638億円増加し46兆4,233億円であった。これにより平成29年度において歳入と歳出の差額は1兆5,881億円の黒字となった(表1)。

平成29年度の国民年金の収支については、被保険者数が減少し保険料収入が減ったこと等により、歳入は前年度より2,568億円減少し4兆1,740億円であった。また、基礎年金拠出金按分率が減少し基礎年金拠出金が減ったこと等により、歳出は前年度より2,208億円減少し4兆1,607億円であった。これにより平成29年度の歳入と歳出の差額は133億円の黒字となった(表2)。

なお、平成29年度決算結了後の年金積立金は、厚生年金111兆9,295億円、国民年金7兆3,132億円で合計119兆2,427億円であった(平成28年度より1兆5,763億円増加)。

■表1 厚生年金における平成29年度収支決算

	平成28年度	平成29年度	差
歳入	48兆7,555億円	48兆0,114億円	△7,440億円
歳出	45兆6,595億円	46兆4,233億円	7,638億円
歳入歳出差	3兆0,960億円	1兆5,881億円	△1兆5,079億円

■表2 国民年金における平成29年度収支決算

	平成28年度	平成29年度	差
歳入	4兆4,309億円	4兆1,740億円	△2,568億円
歳出	4兆3,816億円	4兆1,607億円	△2,208億円
歳入歳出差	493億円	133億円	△360億円

◆ 平成31年4月から産前産後期間における国民年金保険料が免除に

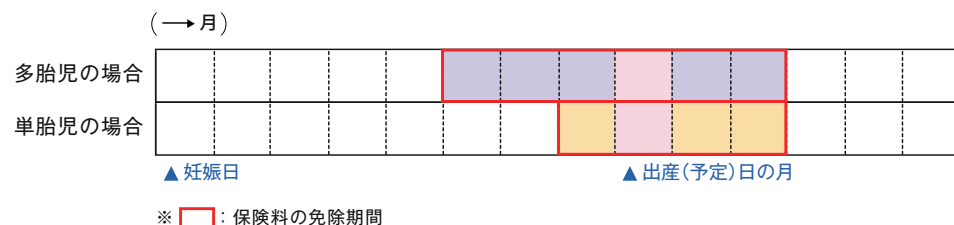
日本年金機構は平成30年8月10日、国民年金保険料が平成31年4月1日から、産前産後期間は納付免除となることを告知した。厚生年金保険については産前産後休業期間の保険料は申請により被保険者・事業主とも徴収されない制度が平成26年4月30日からすでに実施されているが、次世代育成支援の観点から、国民年金についても同様に導入されることになる(表3)。平成31年2月1日以降に出産を予定している国民年金第1号被保険者が対象となる。

保険料が免除となる産前産後期間とは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間をいう。多胎児の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月の期間に拡大される(図1)。なお、出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産を指し、死産、流産、早産を含む。

■表3 産前産後に係る厚生年金保険と国民年金の保険料免除の比較

	出産で保険料が免除となる期間	具体的な期間の内容	対応	年金額への影響
厚生年金保険の場合 (第2号被保険者)	産前産後休業期間	産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間	事業主の申請により被保険者・事業主ともに保険料が免除される。	保険料を納めたとみなして年金を計算するので年金額が減ることはない。
国民年金の場合 (第1号被保険者) ※平成31年2月1日以降に出産予定。	産前産後期間	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎児の場合は3カ月前から6カ月間)	本人の申請により保険料が免除される。	保険料を納めたとみなして年金を計算することはない。付加保険料を納めることはできる。

■図1 産前産後期間における国民年金保険料の免除



◆ 国民年金保険料の5年後納制度、9月いっぱい終了

2年の時効を過ぎて納めることができなかった国民年金保険料を過去5年分まで納めることができる後納制度が平成30年9月30日で終了する(9月30日が日曜日のため手続き上は28日(金)で終了)。平成27年10月から平成30年9月までは過去5年以内に限り未納の国民年金保険料を納めることができたが、10月1日以降は時効の2年以内の未納分のみを納められることとなる。

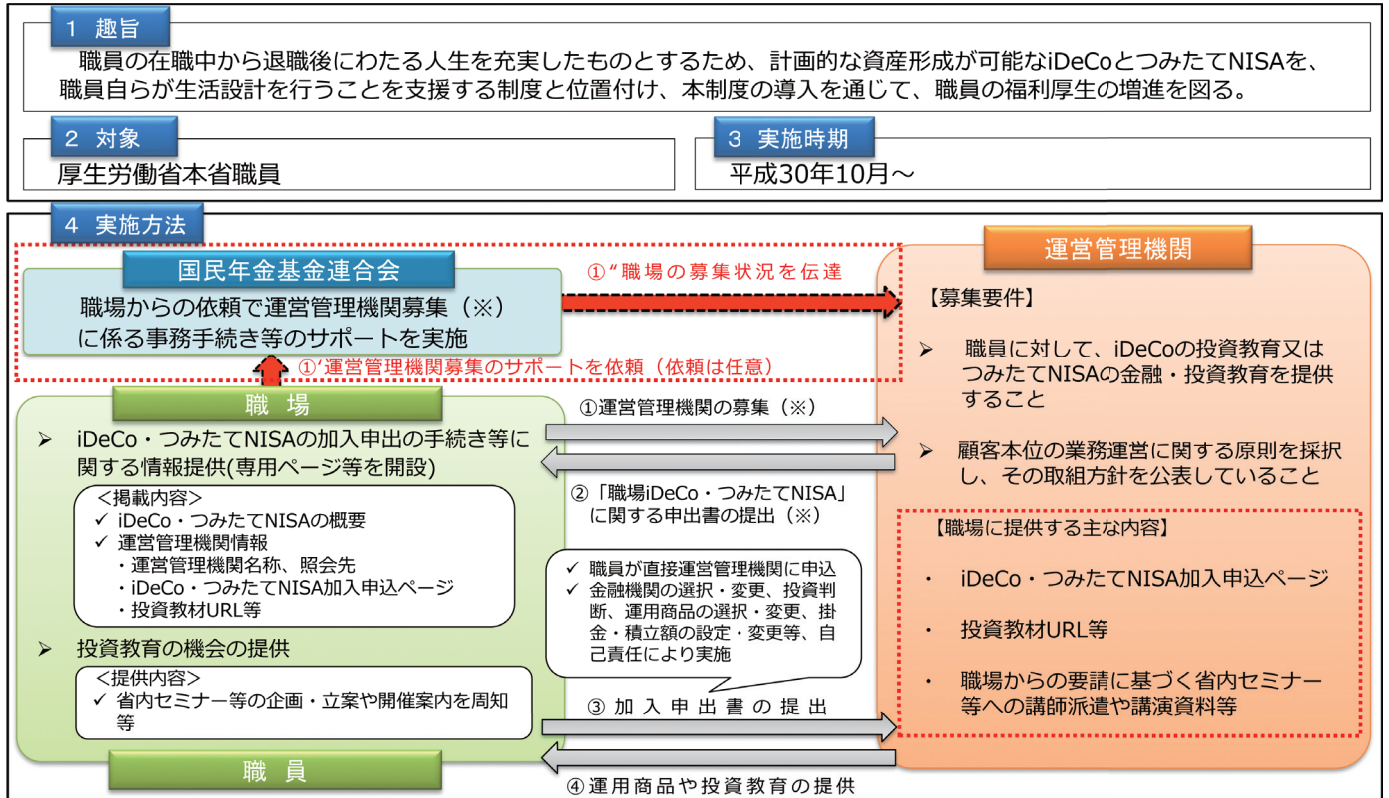
なお、5年後納制度の納付状況(平成30年3月現在)は、利用者総数228,409人、納付月数1,758,318月(1人当たり平均7.70月)、納付済額27,238,861,140円(1人当たり平均119,255円)となり、これにより1人につき増額される老齢基礎年金額は12,505円となる*。

※1か月分の後納保険料を納めることにより、老齢基礎年金が年額1,624円増額されるとして計算(平成30年度の額)。

◆ 厚生労働省が「職場iDeCo・つみたてNISA」を導入

厚生労働省は平成30年8月22日、同省の職員に向けて「職場iDeCo(個人型確定拠出年金)・つみたてNISA」を導入することを公表した。iDeCoは平成29年1月から加入対象範囲が公務員にも拡大され、つみたてNISAは平成30年1月から長期積立制度の一つとして実施されてきたが、少子高齢化が進行するなか職員の自助努力による資産形成の促進と福利厚生を増進を目的として同省でも平成30年10月からの導入を決定した(図2)。この趣旨については平成30年2月に閣議決定した「高齢社会対策大綱」(図3)のなかでも謳われている。金融庁ではすでに平成30年1月に「職場つみたてNISA」を導入している。厚生労働省では制度の導入にあたり、運営管理機関など(取扱金融機関)を募集している。

■図2 厚生労働省の「職場 iDeCo・つみたてNISA」の導入について



■図3 高齢社会対策大綱

■高齢社会対策大綱（2018年2月16日閣議決定）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

職業生活からの引退後の所得については、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心とし、これに企業による従業員の高齢期の所得確保の支援や個人の自助努力にも留意し、企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせた資産形成を促進する。さらに資産の運用等を含めた資産の有効活用が計画的に行われるよう環境整備を図る。

(3) 資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

私的年金制度は公的年金の上乗せの年金制度として、公的年金を補完し、個人や企業などの自助努力により、高齢期の所得確保を支援する重要な役割を担っている。個人型確定拠出年金(iDeCo)について加入者範囲の拡大等や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知等を行うとともに、確定給付企業年金についてリスク分担型企業年金制度等の周知等を行うことにより、私的年金制度の普及・充実を図る。

また、退職金制度が老後の所得保障として果たす役割は依然として大きいことに鑑み、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業等を対象とした中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。

ゆとりある高齢期の生活を確保するためには計画的に資産形成を進めることが重要であることから、上記の諸制度に加え、つみたてNISA(少額投資非課税制度)等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。特に、地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、「職場つみたてNISA」等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める。

こんな動きも

中小事業主用掛金納付制度は、愛称「iDeCo+」(イデコプラス)に決定

厚生労働省の「中小事業主掛金納付制度愛称選定委員会」は、今年5月からスタートした中小事業主掛金納付制度の愛称を「iDeCo+」(イデコプラス)に決定したことを8月24日に公表した。

iDeCo+は、企業年金を実施していない中小企業(従業員数100人以下)において、iDeCoに加入している従業員の加入者掛金に対して、事業主が掛金を上乗せして拠出することができる制度で、事業主の掛金は全額が損金に算入されるため、従業員の豊かな老後に役立つ一方で事業主にもメリットがある制度として運用されている。

◆ 日本年金機構が「マイナンバー未収録者一覧」を発送

日本年金機構は平成30年8月下旬に、同機構がマイナンバーを確認できていない厚生年金保険被保険者(以下「未収録者」という)が在籍する適用事業所の事業主宛てに「未収録者一覧」を送付した。同機構は国民の利便性向上のために社会保障・税等とマイナンバーを結び付ける作業を進めており、平成30年3月からは同機構がマイナンバーにより住民票の異動情報を取得できるようになったため、氏名や住所の変更等の手続きが省略できるようになった。しかし、マイナンバーが提出されていない被保険者についてはこうした異動情報が得られず、逐一、利用者が氏名・住所変更届等を提出する必要があるため、「未収録者一覧」を事業主に送付して登録への協力を依頼している。

◆ 平成30年6月末現在の国民年金月次保険料は3年経過納付率で72.8%

厚生労働省は平成30年8月31日、平成30年6月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年6月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比1.3%増の72.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は1,063万月で、納付月数は774万月。

【平成28年6月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.2%増の72.7%であった。納付対象月数は997万月で、納付月数は725万月。

【平成29年6月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は70.4%であった。納付対象月数は913万月で、納付月数は643万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は84.1%となっている。